

令和7年度

認定こども園

募集要項



◆もくじ◆

- ・ 認定こども園とは・入園基準 P1
- ・ 認定区分・保育の必要量 P2~P3
- ・ 預かり保育・早朝・延長保育 P3
- ・ 募集人数・保育料 P4
- ・ 入園申込について・入園決定までの予定 P4~P5

高野町

〒648-0281 和歌山県伊都郡高野町大字高野山 636 番地
(高野町役場 介護福祉課)
TEL:0736-56-2933

認定こども園とは

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、就学前の子どもに教育と保育を一体的に行う施設です。

役割として、

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第2条第7項に規定する目的及び第9条に掲げる目標を達成するため、乳幼児期全体を通して、その特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含めた園児の生活全体が豊かなものとなるよう努めています。

このため、保育教諭等は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、その活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めます。

さらに、子育て支援として、子どもの利益を最優先して行い、子どもの育ちを家庭と連携してしていくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上を支援します。

入園基準（入園資格）

令和7年4月1日現在、高野町に住所を有し、0歳から5歳児（就学前）までの児童（令和7年4月1日までに高野町に転入予定の児童を含む）

◆入園対象児年齢

《0歳児》 令和6年4月2日～（原則、満6か月を過ぎた翌月から入園可能）

《1歳児》 令和5年4月2日～令和6年4月1日生

《2歳児》 令和4年4月2日～令和5年4月1日生

《3歳児》 令和3年4月2日～令和4年4月1日生

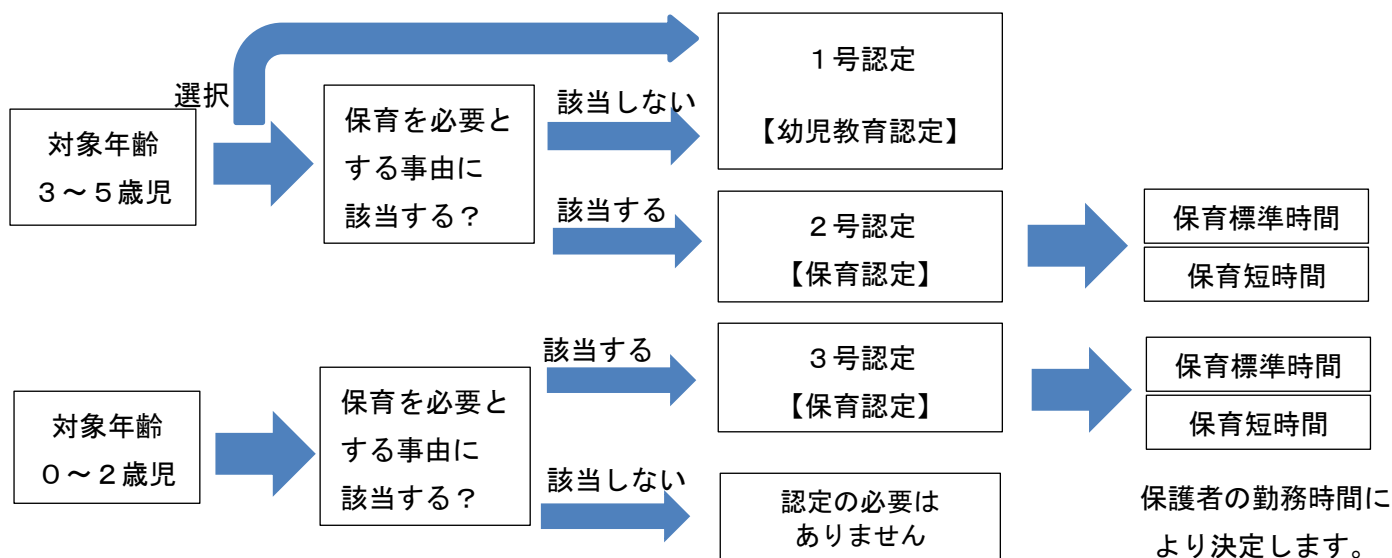
《4歳児》 令和2年4月2日～令和3年4月1日生

《5歳児》 平成31年4月2日～令和2年4月1日生

注)

- ・入園を希望される方に、利用のための認定を受けていただきます。
年齢および保育の希望の有無によって3つの認定区分が設けられています。

認定区分の決まり方



1号認定 教育標準時間認定（満3歳以上）

保育の必要性の有無に関わらず、幼児教育を希望される場合

利用時間 月～金曜日 8時30分～14時00分

土曜日、日曜日、国民の祝日、夏休み、冬休み、年末年始は休園

※ 時間外や休日（土曜、夏休み、冬休み、学年末等）に希望がある場合、預かり保育があります。

2号認定 保育認定（満3歳以上）

3号認定 保育認定（満3歳未満）

保育を希望し、かつ保育の必要な事由に該当することが必要です。

保育の必要な事由とは…

- ①（家庭外労働）常に家庭の外で仕事をしていて、児童の保育ができない場合
- ②（家庭内労働）家庭内で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をしていて、児童の保育ができない場合
- ③（母親の出産等）母親が出産の前後、病気、負傷、心身に障害があるので、児童の保育ができない場合
- ④（病人の看護等）児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害を有する人がいて、保護者がいつもその看護にあたっており、児童の保育ができない場合
- ⑤（家屋の災害）火災や風水害、地震などの被災により、家屋を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
- ⑥ 上記①～⑤に類することで明らかに児童の保育ができないと、特に高野町長が認める場合

○2号・3号認定は、保育を必要とする事由が就労（家庭外労働・家庭内労働）に該当する場合、
保育の必要量に応じて次のいずれかに区分されます。

【保育標準時間 利用】（日曜、祝日、年末年始は休園）

フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）

月～金曜日 7時30分から18時30分まで

土曜日 8時30分から12時00分まで

【保育短時間 利用】（日曜、祝日、年末年始は休園）

パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

月～金曜日 8時30分から17時00分まで

土曜日 8時30分から12時00分まで

預かり保育（1号認定児のみ対象）

○預かり保育時間：14時00分から17時00分

預かり保育の対象者は、実施園の1号認定児で、保護者が次の各号に掲げる事情により
預かり保育の利用を希望する場合とする。

- ① 保護者の就労
- ② 保護者の傷病・出産による入通院
- ③ 保護者の災害・事故
- ④ 保護者の家族の通院・看護・介護
- ⑤ 上記①～④に類することで明らかに児童の保育ができないと、特に高野町長が認める場合
※保育料とは別に利用料が必要です。

早朝・延長保育（保育短時間利用児のみ対象）

○早朝・延長保育時間：7時30分から8時30分、17時から18時30分

早朝・延長保育の対象者は、実施園の「保育短時間」利用児で、保護者が次の各号に掲げる事
情により早朝・延長保育の利用を希望する場合とする。

- ① 保護者の就労
- ② 保護者の傷病・出産による入通院
- ③ 保護者の災害・事故
- ④ 保護者の家族の通院・看護・介護
- ⑤ 上記①～④に類することで明らかに児童の保育ができないと、特に高野町長が認める場合
※保育料とは別に利用料が必要です。

定 員

認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定	—	—	—	4名	4名	4名	12名
2号認定		—	—	16名	16名	16名	48名
3号認定	3名	6名	13名	—	—	—	22名
定員	3名	6名	13名	20名	20名	20名	82名

募集人数

0歳児から2歳児は3号（保育）認定児のみ、3歳児から5歳児は1号（教育）認定児と2号（保育）認定児を募集します。

各学年 若干名（新入園児）

保 育 料

平成29年度から、高野町独自の施策として、0歳児から5歳児までのすべての子どもに対して、保育料及び給食費は無料です。

入園申込について

「在園児」

受 付 先：高野町役場介護福祉課

受付期間：令和6年9月26日（木）～令和6年10月10日（木）



「新入園児」

書類配布及び受付先：高野町役場介護福祉課

受 付 期 間：令和6年9月26日（木）～令和6年10月10日（木）

受 付 時 間：午前9時00分～午後5時00分

面接予定日：令和6年10月30日（水）、31日（木）、11月5日（火）

※面接の日時等の詳細は後日お知らせします。（面接日の7日程度前）

面 接 場 所：高野山こども園 遊戯室 ※お子様と一緒に面接をいたします。

◆次の書類を整えて申し込んでください。

①支給認定書兼入所申込書（第1号様式）

児童1人につき1枚必要です。

「入園児童の家庭の状況」欄は入園の可否を決める際の資料としますので、記入漏れのないように正しく記入し、書ききれないときは別に用紙を付けてください。

また、施設（幼稚園、保育所、認定こども園等）を利用するためには、「支給認定」を市町村で受ける必要があります。3つの区分の認定に応じて施設の利用先が決まります。

保育を希望する場合、「保育の必要性」の認定の手続きが必要となります。

お子さんの年齢や、保護者の就労状況、家庭状況から、市町村が保育の必要性を判断し、認定証を発行します。

②添付書類

保育を希望される場合のみ提出が必要です。

保護者の状況	添付書類	備考
勤務している方	就労証明書	勤務先等による証明
内職をしている方		雇い主等による証明
勤務が内定している方		証明が受けられない場合は、入園申込に関する理由書（第4号様式）の提出
自営業の方		地区民生児童委員による証明
妊娠中の方	入園申込に関する理由書（第4号様式）	母子手帳の写し
疾病、障害をお持ちの方		医師の診断書等または障害者手帳の写し
家族の介護（看護）中の方		医師の診断書
求職活動中の方		ハローワーク登録証の写しまたは、就労活動証明書

※勤務状況等が把握できない場合は、勤務先等に連絡させていただくこともありますのであらかじめご了承ください。

◆注意事項

- ・入園申込後、家族構成や申込内容（保育時間など）に変更があった場合は届け出が必要です。
- ・先着順ではありません。特に保育の認定に当たっては、保育を必要とする事由や就労形態、就労時間について審査します。
- ・在園児についても新たに申込書が必要となります。また、保育の必要性の認定の有効期間については、保育の必要性の事由にもよりますが、2号認定については小学校就学前まで、3号認定については満3歳の誕生日までが基本となります。認定区分に変更が生じた方も新たに申込書を提出してください。

入園決定までの予定

- 10月～ 入園申込書類審査
- 10月下旬～ 面接（新入園児のみ）
- 12月～ 利用決定書を通知します。

【入園が決定された方】

- 1月下旬頃 入園説明会
- 4月上旬 入園式